

議案オヒロ号

予算外義務負担について

次の工事を本年度に施行したいので、地方自治法オ九十六条第二項オ八項の規定に基いて、予算外義務負担の議決を求めらる

記

事業名	工事名	見込金額	予算負担年度
現年度公共未 失修復旧事業	道路及橋梁 失修復旧工事	一五〇〇千円	昭和三十六年度並に 昭和三十七年度

昭和三十六年九月二十日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十六年九月二十日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議長 印

鳥取縣 東伯郡 三朝町 議長 印